

審査基準

平成6年10月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第8条第2項
処分の概要	通行許可
原権者(委任先)	警察署長(高速道路交通警察隊長、第二交通機動隊長)
法令の定め	道路交通法施行令第6条(通行を禁止されている道路における通行の許可) 道路交通法施行規則第5条(通行禁止道路通行許可証の様式等)
審査基準	<p>許可の申請を受理した警察署長等は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。</p> <p>1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所(自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。)に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。</p> <p>2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)~(3)のすべてを満たす場合。 (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害ある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと</p> <p>3 1、2のほか、神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年2月18日神奈川県公安委員会規則第1号)第3条の2に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。 なお、細則第3条の2第4号に規定されている「公益上又は社会生活上やむを得ないと認める」場合とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認める場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公益性(公共性)及び必要性があると認める場合をいう。</p>
標準処理期間	5日以内(行政庁の休日は含まない。)
申請先	申請書は、通行許可を受けようとする場所を管轄する警察署の交通課窓口 に提出してください。
問い合わせ先	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室 (電話045-211-1212 内5204)
備考	